

桜ソフトテニスクラブ規約

第一章 総則

第1条 (名称及び事務局)

本クラブは、『桜ソフトテニスクラブ』(略称以下 桜STC)と称し、事務局を副代表宅に定める。
(クラブ事務局) 〒989-1743 宮城県柴田郡柴田町四日市場炭釜 40 ※2019年4月現在

第2条 (目的)

桜STCは、地域の小学生のソフトテニス技術の向上を図るとともに心身の健全な発育、ソフトテニスの振興ならびに普及・子ども達の挨拶や礼儀・周囲を思いやる心・自立心を養いクラブ員相互の親睦及び、自己の可能性を探求することを目的とする。

第二章 会員について

第3条 (入会資格)

桜STCの入会資格は、原則として柴田町内の小学校に通う男女で、保護者の同意のうえ入会申込書に必要事項を記入し、これを受理された者に限る。
入会者は、スポーツ安全保険へ加入義務を負うものとする。
なお、保護者が入会者を責任を持って送迎できること。

第4条 (入会手続)

入会希望者は保護者の同意の上、入会申込書に必要事項を記入し、月会費を添えて事務局まで納入するものとする。

第5条 (会費及び支払方法)

年会費3,000円。月会費2,000円。
支払は毎月第3金曜日から第4金曜日までに監督まで現金で納入するものとする。
一旦納入した月会費は、いかなる理由であっても一切返金しないものとする。

第6条 (退会・休会)

退会する場合や、休会で1カ月以上休む場合は、代表または監督に申告しなければならない。
申告を行わない場合は、月会費の納入義務はあるものとする。

また下記の要項に該当するものは臨時総会において協議のうえ退会するものとする。

- ・本クラブの名誉を著しく傷つけた者、また規約を遵守しない者
- ・本クラブ内外において誹謗中傷・暴力行為などを行った場合
- ・無断で3カ月以上休会した者
- ・月会費を3カ月以上滞納した者(ただし、事前に代表または監督に申告し、これを受理された者はこの限りではない)

第三章 役員について

第7条 (組織)

桜STCは次の者で組織する。(兼務の場合あり)

1. 代表 (1名)
2. 副代表兼監督 (1名)
3. 主任コーチ (1名)
4. コーチ (若干名)
5. 監査 (1名)
6. 会計 (1名)

第四章 会議について

第8条（総会・三役会）

総会は、代表が毎年1回招集し行うものとする。

1. 活動計画及び収支予算計画と決算報告。
2. その他 代表、監督が必要と認めた時、臨時招集をかけるものとする。
3. 総会での議決は、出席者の過半数以上の承認をもって決定する。

三役会は、代表または副代表が必要に応じて代表（会計）・副代表・主任コーチを招集し行うものとする。

第五章 財務について

第9条（会費の運用）

クラブ運営上、必要とされるものについて使用する。

緊急等やむを得ない場合及び社会通念の範囲に限り代表または監督の責任において使用する事ができる。月会費は年度末に決算後残金として残った場合、本クラブの後輩への環境整備、運営のために繰り越すものとする。

第六章 会計について

第10条（会計年度）

桜STCの会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日とする。なお、会計報告については、決算日から2カ月以内に総会にて報告する。

第七章 附則について

第11条（活動）

練習日は原則として毎週平日二回、必要に応じて土日祝に行うこととする。

また、天候や冬季期間によって日時や場所が変動する場合は代表または監督の指示に従うこと。

第12条（事故・保険）

練習・試合中におけるケガや事故が発生した場合の責任・補償は、スポーツ安全保険の範囲内での対応とする。本クラブにおける責任・補償については、一切を負わないものとする。

第13条（服装）

クラブ員は運動のしやすい服装及びテニスシューズ着用で練習に参加すること。

なお、（財）日本ソフトテニス連盟公認の用具を使用すること。

第14条（個人情報の取り扱い）

本クラブで取り扱う個人情報は、練習についての連絡などに使用する。

よって、本クラブとは関係の無い外部への情報提示・開示は、入会者ならびに保護者の同意無しに行うことはない。

第15条（規約外事項）

運営上、本規約の改正が必要と思われるものについては、総会または臨時総会で協議のうえ、出席者の過半数の承認をもって改正することができる。

附則

この規約は、2013年10月1日から施行する。